MESSAGE TO FUTURE GENERATIONS　2023 年 9 月 10 日発行　第 50 号

かたくり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆
■代表：中嶌哲演　事務局長：嶋田千恵子
■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・
・南康人(090-1632-8217)又は
・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで
■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

❤カンパ等のゆうちょ銀行振込先
口座名：福井から原発を止める裁判の会
ゆうちょ払込票 00760-6-108539
普通預金　記号 13340　番号 06371031

♠ホームページ：http://adieunpp.com（本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！）

老朽美浜原発 3 号機
第 2 回審尋行われる！

福井地裁での仮処分

福井県内の住民 10 人による関西電力美浜原発 3 号機の運転差止め仮処分の申し立てに対する第 2 回審尋が、7 月 3 日に行われた。

福井地裁前では概ね 50 人ほどの支援者が集まり、各地からのアピール・報告に続いて、恒例の行進の後に入廷。仮処分なので、弁護団と当事者である申立人以外は適当に裁判所周辺で待機(天気がよくて良かった！)。

報告集会では、住民側が、双方が主張を口頭で説明するプレゼンの提案をしたところ、裁判所がこれを了承。ただし、裁判所から積極的にプレゼンをやってはどうか、と提案してきたわけではないので一抹の不安はあるが・・・とのこと。プレゼンの内容については、7 月中にも双方でテーマについて協議に入る見込み。詳細は 13 頁を参照。

入廷前の行進

裁判所前でアピールする井戸弁護士と北村弁護士

◆第 23 回学習会◆

人の手に 永遠に負へざる
核のゴミ 孫子に残す
罪をこそ思へ

松本浩さん

＊7 月 30 日(日)、50 年以上の長きにわたって福井県内で、原発や行政の不正に対する異議申し立てを様々な形で行ってきている福井県小浜市在住の松本浩さんを招いて学習会を行いました。今回は異議申し立ての一部を紹介していただきます。頁の都合等により内容は編集子が多少手を加えてあります。

松本浩と申します。今回の学習会では、前半は金沢の裁判所での意見陳述を読ませていただきます(編注:2015 年 9 月 14 日、名古屋高裁金沢支部での大飯 3、4 号機差止訴訟の控訴審第 5 回口頭弁論での意見陳述)。後半では、ちょうどプルーサーマル計画導入と軌を一にして、国と福井県及び高浜町が関わって起きた奇妙な出来事について説明します。

＊＊＊＊＊<以下意見陳述>＊＊＊＊＊

1939年7月14日生れの76歳(当時)です。大飯原発から10キロ圏内の、人口3万2000人ほどの福井県小浜市に居住しています。

1962年の4月、私は敦賀半島の西海岸中ほどの町、美浜町の菅浜小学校に新任教師として赴任致しました。その翌年の春頃、近くの丹生集落に原子力発電所が誘致される話題が広がり始め、夏休みの夜、菅浜漁業協同組合の青年部長が校庭片隅の教員宿舎に私を訪ねて来ました。「先生、原発ってどんなもんや」。「いや、分からん」。「いっぺん調べてくれや」というやり取りがあって、私は、休みを利用して原発について調査し、結果をガリ版刷りの冊子にまとめたものを20部ほど学習会用として青年部長に渡しました。原発の構造や原理、イギリスの牛乳を汚染した事故の例、使用済み核燃料の毒が人の始末に負えないことなどを書いた私のつたない印刷物は、ある日青年部長らの手で菅浜漁業協同組合総会の会場に配られました。その翌日、小学校の狭い職員室は町や村の名士が集まって異様な雰囲気に包まれ、私を廻って激しい議論がありました。

年度末の新聞報道で私は、4月に新設される病弱児養護学校に転勤になったことを知りました。開校といっても校舎などはなく、福井県や近隣の府県から肺結核や心臓病などで親元を離れて入院中の、幼児から中学生までの子供たち数十人が大部屋で闘病生活を送っている、旧陸軍病院の結核療養施設でした。私たちの仕事は、近隣の小学校の物置からまだ使えそうな椅子と机を分けて頂き、病室を教室にしつらえることから始まりました。

さて、元の学校、菅浜小学校の教頭先生は、隣村のお寺の住職で酒と議論が大好きな人でした。宿直当番の夜などは、いつも私を呼んで議論を仕掛けてきたものでした。政治のこと、教育実践のこと、社会主義の理想と現実、騒ぎとなった原発のことなど、議論はよく深夜に及んだものでした。ある時、原発を動かした後に残る使用済み燃料の処理について、人間の手に負えないものを将来の世代に先送りする無責任さについて私が話しますと、教頭先生は次のように言って私の話を遮りました。「君ね、人類は誕生以来300万年、さまざまな困難に遭遇して来た。しかし、人類の英知は、次々とその困難を解決して見事に今日の文明を築き上げてきた。原発の使用済み燃料の処理だって今後50年もすれば、人類の英知が必ず解決するよ。何も君が心配する必要はない」と。関電は校長会や教頭会、業者の集まりなどで同様の言い訳を流していたのでしたが、当時の私には反論のしようがなく、「そんなものか」と妙に教頭先生に納得させられてしまったものでした。

それから、やがて50年を迎えようとしていた2012年5月、大飯原発3、4号機の再稼働をめぐって開かれた小浜市民への説明会で私は、50年前の出来事を

話して使用済み核燃料の処分、保管に何の解決の目処もないまま死の灰を生成し続け、それを平気で子孫に丸投げすることの罪深さと無責任さを糾しました。「あれから50年経とうとしていますが、人類の英知は使用済み核燃料の問題を解決しましたか」と尋ねたところ、経済産業省の役人は「ただ今、プルトニウム239などの半減期の圧縮を研究中であり、高レベル放射性廃棄物の処分については地下埋設の場所と埋設の方法を探っているところです」という回答で、50年前の菅浜小学校の教頭先生と同じレベルの回答に過ぎませんでした。

2009年5月に、私は、旧日本軍が遺棄した毒ガス弾で被毒した少年「周くん・劉くんを応援する会」のお誘いを受けて中国東北部（旧満州）を訪ねました。吉林省敦化市の小学校に通っていた周くん・劉くんという二人の少年は、2004年7月、山村の両親の実家で楽しい夏休みを過ごしていました。ある日、近くの松林を流れる小川で水浴びをしていた二人は、岸の土手の中から頭を出している砲弾らしきものを見つけて掘り出し、旧日本軍が遺棄した毒ガス弾の廃爛性猛毒イペリットの飛沫を浴びてしまいました。旧日本軍はソ連軍の侵入に際して、触れれば必ず悲劇をもたらす国際法違反の大量の毒ガス弾を「満州」の各地に遺棄して逃走しました。地中に埋められたり川に投げ込まれたりして遺棄された毒ガス弾の数は40万発ともいわれています。60数年間、地中で眠っていた毒ガス弾は、その毒性を保ったまま21世紀の少年たちを襲いました。後遺症で見るからに弱々しい二人の少年の案内で訪れた松林には、無数の小旗が立てられていました。白い小旗は安全処理が終了したもので、赤い小旗は未処理で危険な状態にあるものを示していました。未舗装の道路から100メートルほどの距離を隔てた小川まで、小旗の間を縫うようにして一行を案内した少年たちは、毒ガス弾を見つけた小川のほとりに立って当時の様子を語りました。私は、少年たちの話を聞きながら、原発の使用済み核燃料が幾世代か後のある日、突然、罪のない子供たちに放射能を浴びせかける悲劇を想像し、暗然たる思いでした。その日のつたない私の短歌の中から2首、詠ませて頂きます。

・国策の　すゑは危ふし「満州」の　大地に立ちて　ふるさとを思ふ
・核のごみ　抱く若狭よかなしかる　無告のなみだ　幾代ながさむ

私が住む小浜市は若狭湾の中ほど、敦賀市と高浜町を結ぶ 50km のちょうど中間のあたりに位置し、「海のある京都」などとよばれるほど古いお寺の散在する町ですが、原発の建設については1970年以降これまで三度も誘致を拒否しています。私は、原発誘致勢力と原発反対運動勢力の間に存在したのは、明らかに人間としてのモラルの違いであったと考えています。10数年前、使用済み核燃料の貯蔵施設を小浜市に誘致しようとする動きと、これを阻止しようとする運動が激しく衝突したときのある集会で、誘致派の市民の一人が立ち上がって言いました。「反対派の皆さんは、さかんに50年後100年後の災いを心配しておられますが、大事なことは現在ただ今私たちのことではないでしょうか。町は不況で寂れ、商店街のシャッターは下ろされ人通りも途絶えています。もし、使用済み核燃料の貯蔵施設を小浜市に誘致したならば、どれほど街が賑わい活気に満ちることでしょう。50年後のことは、50年後の人々に委ねてはどうでしょうか」と。この発言者は人々の激しい批判を浴びて面を上げられないほどでした。また、福井県敦賀市の高木孝一市長は、原発誘致を巡って揺れる石川県志賀町の講演会に出かけて行って言いました。「50年後に白血病の子供が生まれるやら100後に生まれる子供がみんな片輪やら知りませんが、原発は金になります。今はおやりになった方がよい」と。志賀町の原発誘致派の人々は万雷の拍手でこの演説に応えていましたが、私は深夜、布団を被ってこの録音テープを文章におこしながら体が震えました。小浜市民はこのような考え方に「NO」の意志を表明したのです。

使用済み核燃料について福井県の栗田幸雄前知事や西川一誠知事は、「痛みを分かち合う意味で、中間

貯蔵施設は電力の恩恵を受けた消費地に保管してもらうのがよい」と言っています。しかし、原発が危険な使用済み核燃料を発生させると知りながら誘致し、後始末は他所の町や後の世代に押し付ける、これほど無責任で恥知らずなことはありません。小浜市民が小浜市への使用済み核燃料の貯蔵施設の誘致を阻止したときの集会で「使用済み核燃料貯蔵施設の小浜への誘致を阻止したことはよかった。しかし、他所なら建設してもいいというものではありません」と一人の市民が発言しました。青森県なら「核の墓場」にしてもいいのか。「経済援助」と引き換えにモンゴルの荒野になら埋めてもいいのか。大電力消費地の大阪や神戸なら押し付けてもいいのか・・・この問いかけは、私たちに投げかけられたまま消えることはありません。若狭湾の原発がその敷地内に抱える使用済み核燃料は3550トン、そこに含まれる死の灰は広島型原子爆弾の27万3000発分に達するものです。猛毒プルトニウムの半減期は2万4000年、その毒性が半分になるのに2万4000年かかり、半分になったその毒性がまた半分になるのに更に2万4000年と際限なく続くのです。人類の文明が誕生してからでも高々5000年であることを思うと、気の遠くなるような歳月と言えます。

もし、大飯原発3, 4号機が事故もなく1年間動いたとすると、2基の炉の中にたまる死の灰は広島型原子爆弾の2000発分、生成されるプルトニウムは長崎型原子爆弾60発分と聞きます。その処分や安全な保管の方法を知らないまま、この膨大な量の死の灰やプルトニウムを私たちは子孫に残して行くのです。はるかな未来の彼方から、「あなたたちは、まだ核のゴミを増やすのですか」と、問いかける悲しげな声が聞こえてくるように思われます。どうぞ、原発の再稼働を認めないでください。ありがとうございました。

＊＊＊<意見陳述部分ここまで>＊＊＊

この意見陳述を金沢の法廷で読上げて、裁判長を見上げたとき、「嫌なことを聞いたな」というような表情がちらっとうかがえました。裁判長が下そうとしている判決の内容とは相反する陳述であったので、聞かなければよかったというような思いが裁判長の脳裏をよぎったのではないかと思います。ああ、この控訴審では負けるなとそのとき思いました。そしてその通りになりました。

ところでこの原発の使用済み核燃料については今でも、私たちの悩みの種になっています。数日前に小浜市で小さな集まりがあった際に一人の女性が、問題になっている新幹線の小浜回りのルートについて、もし新幹線が小浜を通ることになって小浜駅ができたとすると、それから 50 年後には小浜に人は住んでいるだろうか、とおっしゃった。その発言を巡ってその場の数人で意見が交わされました。結局その人が心配しているのは、この使用済み核燃料の問題です。関西電力は杉本知事（福井県知事）に、使用済み核燃料の中間貯蔵のための県外搬出について、フランスへ再処理のために 200 トンを送ることで、関電と福井県との県外搬出の約束は果たされたものと思うと言いました。これは福井県内の関西電力関連の使用済み核燃料のわずか 2%です。具体的には美浜原子力発電所で 470 トン、高浜原子力発電所で 1340 トン、大飯原子力発電所で 1740 トン、合計 3550 トンの使用済み核燃料が溜まっているわけです。2023 年 12 月末までに中間貯蔵施設を福井県外で決めると、もしそれが決まらなければ美浜 3 号炉と高浜 1,2 号炉の老朽原発は稼働しませんということを関電は福井県に約束した。ところが 200 トンをフランスへ持って行くことになったから、その約束は果たしたというのです。

関西方面から福井の小浜や美浜に来る人たちが、よく事故が起きた際の琵琶湖の汚染のことを話されます。もし大飯や高浜の原発で事故が起きて琵琶湖が汚染されたら関西の水がめが全部だめになると。京都、大阪、神戸などの飲み水がだめになると。私はそれはその通りだと思いますが、事故に際して一番最初に汚染されるのは小浜湾です。これは取返しのつかないことなんです。もし大事故が起こらないと仮定して、それでもこの使用済み核燃料には広島型原子爆

弾 27 万 3 千発分の死の灰が含まれているわけです。それをよそへ持って行け、と知事は言っていて、関西電力も必ず候補地を探すと言っているんだけど、引き受け手はない。当然ですよね。この 3550 トンの使用済み核燃料は 50 年や 100 年、1000 年でもその毒性が消えるものではない。少なくとも私たちの子や孫の代、今の私たちが全部死んでしまってもこの死の灰は残り続けるわけです。その保管や処分を誰がやるのか。私たちの子や孫や、さらに次の世代が担っていくわけです。その 50 年後のことを考えたら、その女性が言うのは、その大量の使用済み核燃料の管理のために小浜に将来世代の若い人たちが住み続けるのだろうか、ということなのです。僕は住まないだろうなと思います。使用済み核燃料の保管というものは何の生産性もない。何の価値も生み出さない。ただ危険というだけ。もしそれが漏れ出たとしたら、それは福井県だけではなく、関西圏もすべてこの死の灰・・・広島型原子爆弾 27 万 3 千発分の死の灰で汚染されてしまいます。それを漏れないように必死で守っていくのは私たちの次の世代なんです。電気の恩恵など 1 円ももらっていない将来世代がこの使用済み核燃料の保管という責務を担っていかなければならない。そのようなことは分かっているわけです。でもそれを分かっていて、関電はなお原発を稼働させようとしている。大飯原発 1 基を動かそうと思えば、さらに大量の放射性廃棄物が新たに生成されてしまう・・・これは人間の倫理に基づいても到底許されるものではない。

ところで、関電は 3550 トンの全部を県外へ搬出するとは言っていない、そのほんの一部を県外へ搬出する・・・従って約束は守ったと言っている・・・このような人たちに原子力発電所を動かす資格は全くありません。ここまでが自己紹介を兼ねた前半です。

後半に入ります。まず平成 7 年 12 月 8 日に敦賀市にある高速増殖炉もんじゅでナトリウム漏れ事故が起きました。そして平成 9 年に電気事業連合会が電力各社のプルサーマル利用計画を公表しました。核燃サイクルからプルサーマルへの転換があったということです。平成 7 年の事故で高速増殖炉が使えないということがはっきりしたので、ここで MOX 燃料を普通の原発で使用する方針に転換した。もんじゅのナトリウム漏れ事故から、方針転換の公表まで概ね 1 年の期間があった。

その間にいろいろなことが行われた。平成 7 年から 8 年にかけて全国的にカラ出張の実態が明らかにされました。この時期と、プルサーマル計画を福井県と高浜町に承認させようという動きがちょうど重なって起きてきている。平成 9 年の 2 月 27 日には当時の橋本首相が福井県知事に対してプルサーマル計画導入への協力を依頼するという働きかけを行い、3 月に入って関西電力がプルサーマル計画を福井県に説明しています。このことを巡って反対の動きも出てくるわけです。11 月 11 日には、国が主宰して福井市でプルサーマル計画についての公開討論会が開かれました。

翌平成 10 年に入ってからは、2 月 10 日には高浜町で「プルサーマルを考えるフォーラム」というのが開催されています。2 月 23 日には関西電力が福井県と高浜町にプルサーマル計画の事前了解願を提出。5 月 8 日に県と町が原子炉設置許可申請を国に対して出しています。同年 7 月 16 日には「プルサーマルを考える町民の集い」というのが開催され、厳しい状況の中で町民 300 人が参加しています。

それから平成 11 年 1 月 18 日には高浜町議会が「プルサーマル計画の推進」を決議しています。5 月 17 日には栗田福井県知事がプルサーマル計画の受入れを表明。5 月 24 日には高浜町長が「プルサーマル計画推進」を表明。そして 6 月 17 日、福井県と高浜町は、高浜 3、4 号機のプルサーマル計画を事前了解。9 月 17 日には、高浜町の住民組織「プルサーマルを問う住民投票を実現する会」が発足。プルサーマル計画の是非を住民投票で決めるための条例を制定せよ、というものです。10 月 22 日には、この「会」が高浜町の今井町長に住民投票条例制定請求代表者証明書の交付申請を求めた。そこから 2 ヶ月程度の短期間で「会」は条例を制定せよという署名運動をやって、

12 月 6 日に 2170 人の署名簿を高浜町選管に提出。
翌平成 12 年 1 月 5 日、今井町長に条例制定を本請求しました。高浜町議会は「プルサーマル計画の是非を問う条例案」を否決しました。これがプルサーマル計画をめぐる数年間の動きです。

次に福井県のカラ出張の問題です。例えば、福井県から一人東京へ出張したとしますと、二人出張したことにして二人分の旅費が出るわけですね。3 人出張したことになっているけど、実際は一人しか行っていないとか。それがずっとやられ続けて、あろうことか福井県の監査委員がやっていたというのです。税金泥棒ですね。当時の福井新聞の記事はこう書いています・・・「(オンブズマン全国連は)自治体を監視する監査委員らがカラ出張すということは、その自治体は全庁的にカラ出張しているということだ」。

この間の事情について私の書いた文章を読ませていただきます。

「平成 7 年(1995 年)から平成 8 年(1996 年)にかけ、全国的にカラ出張の摘発や返還請求等の嵐が吹き荒れた。危機感を抱いた福井県は平成 8 年 4 月嶺南振興局を小浜土木事務所に新設して、やり手幹部の牧野百男を局長として若狭へ派遣、カラ出張旅費の返還等に備えた。原発立地若狭における牧野局長等の大型土木工事を舞台とした裏金作りの典型は、高浜町脇坂半島の掘削工事「ふれあいの浜辺整備事業」(国庫補助金約 55%)であった。福井県は、自ら「不適正」としたカラ出張旅費「6 億 1937 万円の返還」に、福井銀行からの借入金を当て、福井銀行への返済は県管理職者の自主返済金(旅費返還会)により弁済すると公表したが、実際には無残な自然破壊の補助事業、「ふれあいの浜辺整備事業」の工事費水増しと架空工事によって銀行への返済金を捻出したのである。しかも、福井銀行への返済に充てられた当該「ふれあいの浜辺整備事業」の原資は、福井銀行からの起債(20 年償還)で賄うという内容であった。」

ややこしい文章ですが、県の職員がカラ出張をして、その穴埋め資金を公金から支出したということです。例えば小浜土木事務所の忘年会の費用とか、所長の異動に伴う歓送迎会の費用とか、新規採用者の歓迎会とかで飲み食いをしたのが 6 億円に上りますよということです。税金がこれだけ飲み食いに使われたわけです。残りの十数億円は、パソコンなど備品に使用されているので、返還は不要という県の主張でした。続けて、私の書いた文章を読みます。

この驚くべき犯罪の背景には次のような事情がある。
1　高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ事故の発生で破綻した国の核燃料サイクルを「プルサーマル計画」に転換し、その受入れを福井県と高浜町に同意させたい国の思惑(原発政策実現のためには立地自治体の犯罪にも協力と援助を惜しまない)。
2　県民の厳しい批判にさらされる福井県のカラ出張旅費 21 億円、市民オンブズマン福井の容赦ない追及(返還を求める監査請求や行政訴訟など)への対応に苦慮する福井県(「プルサーマル計画」への同意を条件に国の補助金を詐取する)。
3　巨額の土木事業によるカラ工事代金の取得とプルサーマル計画受入れに伴って約束された 24 億円の核燃料サイクル交付金を当て込んだ森山栄治高浜町元助役の暗躍。

この事件は見過ごせないということで私と仲間３人が福井地裁に裁判を起こしました。これは棄却されましたけれども。この事件の背景というか、私が一番言いたいのは、「福井県は森山元助役の手を借りて、高浜町企画の脇坂公園化計画を強引に横取りして、カラ出張旅費返済の裏金作りに乗り出した」ということです。

ここに航空写真があります(次頁の航空写真参照)。若狭富士と呼ばれる青葉山山麓の海岸に海に突き出た小さな半島があるのですが、この半島の先端部分を削って、海水浴客などのために駐車場を作ろうと

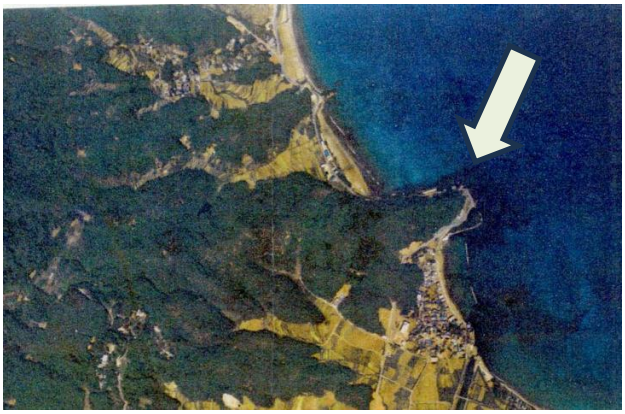

いう計画を高浜町が立てて工事を開始しようとしたのですが、福井県の西川元副知事がそこに介入して、森山元助役の手を借りて、この高浜町の企画を横取りしたという事実があります。これは高浜町の平成 9 年度の事業計画で、事業費 11 億 3400 万円となっています。若狭湾国定公園の半島を削り取るわけですから、これは自然破壊ですね。高浜町はこのときに福井県に対して、平成 9 年 9 月 8 日に若狭湾国定公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けるための申請をして、福井県が 10 月 2 日に許可しています。これは自然公園法の規定によって、土地の形状を変更したり、建物を建てたりする場合にはこういう許可が必要になるのですね。初めは高浜町が許可を申請して、福井県がこれが許可した。そして高浜町で工事が始まろうとした頃です。資料を読みます。

「平成 9 年の秋ごろ、高浜町の城址公園整備事業の地元説明会で、森山企画課長の説明をさえぎった森山元助役が、「この私に何の相談もなくこんなちゃちな計画をたておって、お前は一体何様のつもりじゃ」と、娘婿の課長を激しく面罵した事件があり、以後、この事業への批判はタブーになった・・・」

この半島の南に森山元助役の出身集落があります。この集落の集会で、森山元助役の娘婿でもある役場の企画課長が説明をしたんですね。この 11 億 3400 万円の事業について。この出来事が、娘婿と示し合わせてやったことなのかどうかは分からない。ただ集会の最中に激しく娘婿を罵倒したというのは事実です。

そしてこのちゃちな計画と言われた事業計画は、1 年後の平成 10 年、福井県によって今度は平成 10 年から 12 年にかけての工事として、事業費 9 億円で自治大臣宛てに提出されます。福井県が事業主体の計画としてです。これは国もかんでいるのです。自治大臣官房室長宛てということで、これは国の事業の規定に従って提出されている。「平成 10 年度地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分）を要望する事業に係る事業実施計画書等の提出について」という件名になっている。件名に続いて「平成 10 年 3 月 23 日付自治画第 46 号で通知のありました標記の件について、別添のとおり提出いたします。」とある。これを平成 10 年 4 月に事業申請をした。そしてそれが、平成 11 年度では事業費 19 億 7000 万円の事業計画になっている。さらに 1 年後の平成 12 年 7 月 21 日付の当時の栗田幸雄知事から自治大臣官房企画室長宛てに出された事業計画では事業費が 28 億 5000 万円に跳ね上がっている。事業規模が全く同じではないが、三段跳びで跳ね上がっている。

この 28 億円の事業規模については平成 10 年度から 14 年度までの事業に相当するものですが、その前の事業費 19 億 7000 万円も事業年度は平成 10 年から 14 年度となっている。同じ事業年度で事業費が約 10 億円増えている。そしてこの平成 13 年 6 月に県から国に出された事業計画の申請では、事業費が 45 億円になっている。

次頁の図面は、私たちが西川知事相手に福井地裁で裁判を起こしたときに、被告の知事から出された工程図です。色は私が分かりやすいように塗ったものです。

この断面図の真下に三松第二トンネルというのがあります。これは国道 27 号線から高浜原発へ行く唯一のルートです。このルート上にあるトンネルの上にある山を削り取ったわけです。この削り取った山の部分の一番上の部分が平成 14 年に工事をした部分です。これは「ふれあいの浜辺整備事業その 2」と呼ばれるものです。これは 1 億 8590 万円で吉田開発が請け負っている。平成 14 年のこの工事は、削った土砂を

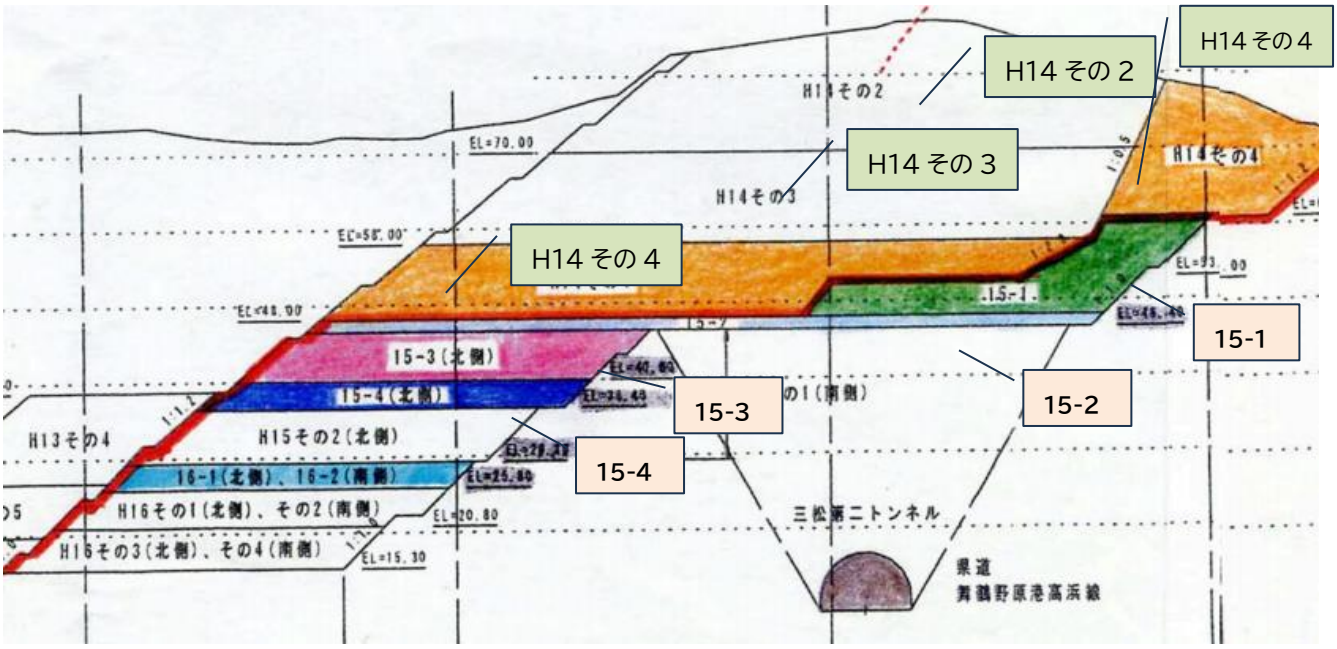

運び出すものですが、この工事が終わらないのに「ふれあいの浜辺整備事業その 3」というその下の地層の工事が始まっているのです。この図面から分かるのですが、この無着色の「H14 の 2」は平成 14 年 8 月 8 日に請負契約されていて、先ほどの吉田開発が 1 億 8590 万円で受注したものです。この工事の終了は平成 15 年 12 月 17 日。その下の地層の工事である「ふれあいの浜辺整備事業その 3」については、平成 14 年 11 月 6 日に 1 億 8752 万円で契約され、終わったのが平成 15 年 12 月 17 日です。図面で明らかなように、上の工事と下の工事が同時に竣工するということは、実際問題としてはあり得ない。カラ工事です。ここまでは県側は詳細な資料を出さなかったので、私たちは問題にしませんでしたが、着色の部分については裁判にしました。

これは「ふれあいの浜辺整備事業 15-1 工事・15-2 工事・15-3 工事・15-4 工事」という工事で、工事の終了はいずれも平成 16 年 3 月 25 日です。これについては断面図でみると、15-1 は緑色の部分です。その下の薄い青色の細い部分が 15-2、その下のピンク色が 15-3、さらにその下の濃い青色が 15-4 です。この 4 つの工事の工事代金は 4 億 7484 万円となります。私がかつて書いた文章を読ませていただきます。

「平成 14 年度工事（特別枠）とした左記 15-1～15-4 の工事は全件が平成 16 年 3 月 25 日竣工としているが、地山を上部から掘削、搬出して平地を造成する工事で、上部の工事と下部の工事が同時に完成するということはあり得ない。なぜなら、工事完成検査は請負契約された工事内容が設計どうりに施行されているか、その出来形を見るのであり、本件のように地山を上部から下部へ掘り下げる工事においては、前の掘削、搬出工事の完成検査前に後の掘削、搬出工事が着工さえることはあり得ない。残土処理を残したまま工事完成検査が行われることもあり得ない。15-1～15-4 の工事のいずれも前の工事が竣工してないので、上部に大量の土砂が残ったままだから着工は不可能であり施行されていない。この架空工事に支払われた「代金」は 4 億 7484 万円であるが、その 50～55%は償還時に補填される国の交付金であり、他は県民の税金である。国と県が共謀した詐欺である。」

そして次に「ふれあいの浜辺整備事業 16-1」、「ふれあいの浜辺整備事業 16-2」についてです（次頁図参照）。内容はこれまでとはちょっと異なるのですが、「詐欺」であることは間違いない。この「①着工不可能

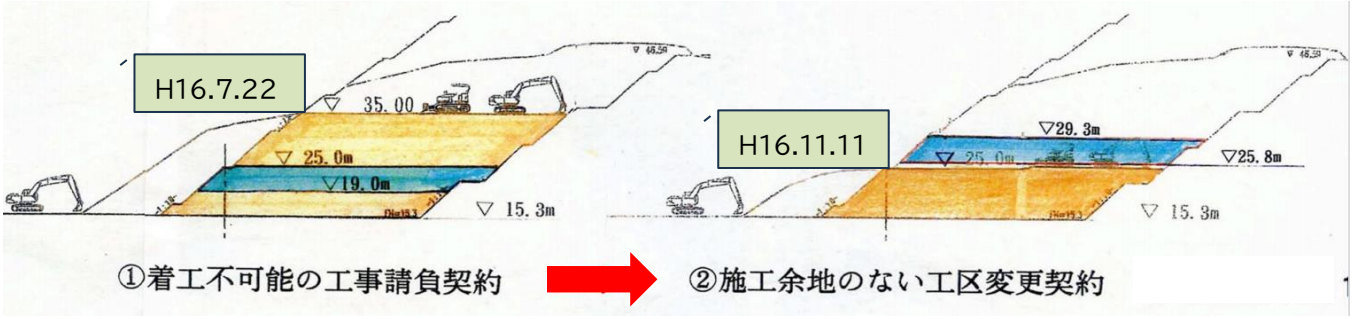

の工事請負契約」と「②施行余地のない工区変更契約」の図の青く塗ったところです。青く塗った部分の土砂を搬出するのが 16-1 の工事と 16-2 の工事です。こんなことがよくできるなあという開いた口が塞がらないというか、信じられないような工事です。この図面は福井県が出してきた図面なんです。16-1 と 16-2 の工事に青い色を塗ったのは私です。先に申し上げたように、これは国道 27 号線から高浜原子力発電所に至る県道の途中にトンネルがあって、その上に脇坂半島の山があるわけです。トンネルの上に大量の土砂が重なって山になっているわけですが、そこを削り取っていくと、それまで加えられていたトンネルに対する圧力が解放されていって、トンネルの内側が割れが生じて、そこから水が漏れ始める。つまりトンネル上部の土砂を搬出するたびに、トンネル内部への水漏れ状態を調査して、大丈夫かどうかを検討しながら搬出を進めなければならない。でもどれだけ水が漏れてもこの掘削工事は止められない。①の図面の左上にはH16.7.22 という記載がありますが、平成 16 年 7 月 22 日現在で標高 35mまで掘削しましたということです。ところがこの「ふれあいの浜辺整備事業 16-1」(青色の層)が契約されたのはいつかというと、平成 16 年 7 月 14 日なんです。1 週間ほど前なんですね。ところが 7 月 14 日に請負契約されたこの工区の標高は 25.0m～19.0mなんです。これは裁判所に提出された図面です。つまり 7 月 14 日からこの区間の掘削工事を始めようとした時点で、その上にまだ 10mの厚さの地層があるということです。小浜土木事務所はこれについて全く答弁できなかった。この 16-1 の契約をしたときに、この標高 25m～19mまでの工区の土砂の掘削をどうするつもりだったんですか。トンネルみたいに掘り出すのですか。そんなことはできないでしょう。実際には契約時には工事に着工できない。

そしてこの②の図面では、平成 16 年 11 月 11 日現在で、標高 25.0mまで掘削が進んだ。ちょうどこの日、11 月 11 日に設計変更が行われた。工区を変更するということが行われた。工区を 29.3m～25.8mまでの工区に変更するというもの。既に 25.0mまで掘削は進んでいるのだから、もう土砂はないんですよ。にもかかわらず、工事を上に向けて(何もない空間に向けて)工事を進めるように工区を変更する。架空工事です。これで 1 億 7386 万円。さっきの 4 つのと併せると 6 億 4870 万円の架空工事代金ということになる。

この代金はどこから出ているのかというと、平成 15 年 3 月 31 日に栗田幸雄知事が「ふれあいの浜辺整備事業」の起債発行許可申請を片山虎之介総務大臣宛てに出している。起債というのは福井銀行からの借金ですね。どうして福井県が起債発行に際して国の承認を得なければいけないかというと、起債を返すときに 50%～55%の交付金が国から出るんです。だから国が了承しないと起債発行はできない。その内容は福井銀行からの借入額 9 億 9000 万円で、年利 7%以内、償還期間は 20 年。その内訳は地域総合整備事業債が 8 億 2500 万円で、交付税率は 55%。財源対策債が 1 億 6500 万円で、交付税率は 50%。後は 20 年かけて福井県民が返していく。

この 9 億 9000 万円の起債が承認されて、平成 15 年 5 月 31 日に西川知事が福井銀行から 2 億 9700 万円の起債借入を行った。おそらくこれが森山元助役が設立したところのオーイング社に渡っている。それ

から平成 16 年 3 月 31 日、西川知事が福井銀行から 6 億 9300 万円の起債借入をしている。

このようにして 4 つの架空工事と 2 つの架空工事で福井銀行への返済はすべて済む。この返済は本来ならば県の管理職者が 5 年ほどかけて自分の管理職手当の 12.5%を毎月返還会に自主的に返納することになっていたはずでした。私は平成 14 年に県に電話をした。福井銀行から金を借りて、カラ出張の金を福井県に戻したが、福井銀行への借金は誰が払うのか。これは福井県の当時の西川副知事が会長をしていた旅費返還会が返すことになっていた。私は文書公開請求をして、旅費返還会の会計を見せてくれるよう求めた。結果は非公開。理由は、旅費返還会にそういう帳簿があったとしてもこれは任意の団体であり、公的な団体ではないから、公開できないというものでした。私は福井新聞の報道部の長谷川という記者に、平成 14 年の何月かに電話でこの件の調査を頼んだけど、分からないという。そこで福井県の学校の管理職やら身近な人にも尋ねてみた。誰一人として返還している者はいない。この返還会というは公的なものではないんですね。公的なものなら、給料を支払うときに天引きする。でもそんなことはできない。では自主的に返還しているかといえば誰もそんなことはしていない。

まだまだ裏金ねん出の事例があるのです。山を削って土砂を搬出するということは、捨てる場所が必要になる。この時に森山元助役と当時の西川副知事は、捨てる場所の公有水面埋立と今まで説明させてもらった山を削る工事の時期を故意に 3 年ずらしたんですね。これは町民からの投書で明らかになった。そうすると仮置き場が必要となる。土砂を一時的に積んでおく場所を用意して、3 年後に埋立の許可が出ると仮置き場から埋め立て地へ運ぶ。土砂の運搬作業が 2 回行われた。これをやったのが熊谷組・平川建設共同企業体であり、その 2 度手間の工事の費用は 10 億円でした。時間がないので、この件についてはここまでとします。

＊「ふれあいの浜辺整備事業」に関連する記事です。

高浜「浜の駅」建設予定地
関電の施設誘致 計画
町長が考え

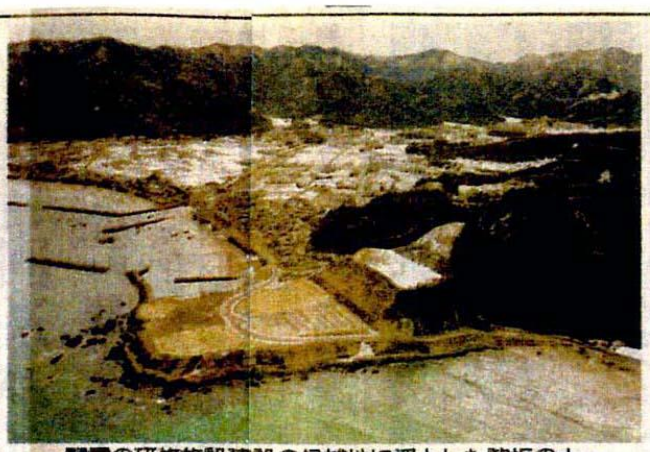

関電の研修施設建設の候補地に浮上した脇坂の土地＝1月、高浜町で、本社ヘリ「あさづる」から

高浜町の今井理一町長が、建設費約二十億円の「浜の駅」建設計画で注目されている同町難波江脇坂の土地に、関西電力の「運転員訓練用シミュレータ施設」を誘致する考えがあることを町議たちに報告したことが分かった。（白山泉）

施設は、鉄筋平屋約一千平方㍍。二〇一三―一四年度にかけて高浜原発1、2号機の中央制御盤がデジタル化されることから事前の運転教育・訓練用施設として、一三年ごろの供用を目指している。

町は四月上旬、関電から同施設の用地（二千―三千平方㍍）確保の申し入れを受け、今井町長が脇坂の土地を提案。関電は、関電高浜原発に比較的近いことから「候補地の一つとして考えている」という。町も「脇坂はあくまで関電の申し入れに対する候補地の一つ。新町長が決断し、協議していくことになる」と話している。

脇坂の土地は、崩落防止などを目的に造成された、若狭湾に臨む二万五千平方㍍の平地。原発関係の交付金で建設する計画の大型施設「浜の駅」に多額の管理運営費がかかり、町財政の大きな負担になると懸念され、土地の利用方法が注目されている。

平成２０年４月２４日付「中日」

福井・石川県＆核燃サイクルの訴訟

（係争中の訴訟：2023 年 9 月 5 日現在）
＊状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発 3、4 号機

◇ 係属裁判所：大阪地裁➡大阪高裁
◇ 裁判の種類：行政訴訟
◇ 被告：国、2017 年 12 月より関西電力が加わる。
◇ 提訴日：2012 年 6 月 12 日、2020 年 12 月 4 日一審勝訴！現在控訴審が進行中。
◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。
◇ 経過：国は 2020 年 12 月 17 日に控訴。翌 2021 年 6 月 8 日の控訴審第 1 回口頭弁論後の進行協議及びその後の 10 月 8 日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層（破砕帯）、③放射性物質拡散の抑制、の 3 テーマであることが示唆された。2023 年 8 月 22 日の第 3 回口頭弁論で住民側は、敷地内破砕帯に関する準備書面（6）を提出。法廷で住民側は国による新 F-6 破砕帯の活動性判断に疑義がある旨を主張。国は、第 12～14 準備書面を提出し、対津波設計方針の主張、基準地震動評価、汚染水対策についての原告に対する反論を行った。

次回は口頭弁論期日は 11 月 20 日で、それまでに裁判長と右陪席裁判官が退官するため、裁判長と陪席裁判官 1 名が新しい人となる。次々回は 2024 年 2 月 22 日でいずれも大法廷で行う予定。弁護団によれば、新しい裁判体が判決を書く可能性が高く、また裁判官の交代により弁論更新ができることになっている旨の説明があった。

■ 大飯原発 3、4 号機

◇ 係属裁判所：京都地裁
◇ 裁判の種類：民事訴訟
◇ 被告：関西電力
◇ 提訴日：2012 年 11 月 29 日
◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
◇ 経過：2023 年 6 月 1 日の第 37 回口頭弁論では、福島県南相馬市から避難されている福島敦子さんが、事故当時の過酷な避難生活の実態を意見陳述。「私たち避難者のような体験をする人を万が一にも出してはいけない」と訴えた。また、裁判長が交代したことから、これまでの原告の主張の総まとめの弁論を展開。「地震国ニッポンで原発稼働は無理！」、「関電の基準地震動の問題点―地域特性について」、「深層防護総論」、「避難計画の問題点」、「避難計画の非現実性（各論）」について住民側弁護士から説明が行われた。

次回第 38 回口頭弁論は 9 月 21 日、39 回は 12 月 20 日、40 回は 2024 年 3 月 8 日をそれぞれ予定している。

■ 大飯原発 3、4 号機、高浜原発 1～4 号機、美浜原発 3 号機

◇ 係属裁判所：大津地裁
◇ 裁判の種類：民事訴訟
◇ 被告：関西電力
◇ 提訴日：2013 年 12 月 24 日
◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
◇ 経過：争点は地震、火山、そして避難計画の 3 つに絞られ、審理は終盤を迎えている。2023 年 6 月 15 日の第 37 回口頭弁論期日では、裁判長をはじめ 3 人の裁判官がすべて交代しており、原告、被告各 90 分の持ち時間で従来の主張の要点をパワーポイントで説明する更新弁論が行われた。原告側は次の 6 項目について説明。①本件各原発が地震に対して脆弱である、②原発は老朽化によりリスクが増大する、③被告の津波予測は大きなバラツキが考慮されておらず過小である、④被告の火山影響評価

は過小である、⑤第5の防護レベルである避難計画の実効性がなく原発の稼働は認められない、⑥処理処分の展望がない放射性廃棄物は将来世代の人格権＝命をつなぐ権利を侵害する。立証責任論については、時間がなくなり、法廷での説明は省略。一方関電側は、次の7項目について説明。①司法審査のあり方、②原発の安全対策の考え方、③地震について、④基礎地盤の安定性評価、⑤津波について、⑥火山について、⑦避難計画について。

次回は、9 月 14 日(木)午前 11:00 から進行協議、午後 1 時半から芦田京大名誉教授への尋問を行うことが正式に確認された。主尋問の後、関電側が 25 分の休憩を要求したため、日程は以下のように設定された。

13:30～14:30 原告側主尋問
14:30～15:00 休憩
15:00～16:00 被告側反対尋問

その後の日程については、以下のようになった。

12 月 7 日(木) 赤松証人の主尋問(午前・午後)
3 月 21 日(木) 赤松証人の反対尋問(午前・午後)

井戸弁護団長の予想では、来年 3 月の赤松先生への尋問で審理は終了し、後は最終準備書面、判決という運びになるだろう、とのこと。

■ 高浜原発 1、2 号機、美浜原発 3 号機

◇ 係属裁判所:名古屋地裁
◇ 裁判の種類:行政訴訟
◇ 被告:国
◇ 提訴日:2016 年 4 月 14 日
◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40 年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。
◇ 経過:高浜 1、2 号機と美浜 3 号機について、別件として審理が進められている。2023 年 6 月 9 日の口頭弁論期日(高浜 1.2 号第 27 回+美浜 3 号第 25 回)では、裁判長が日置朋弘裁判長から剱持亮裁判長に交替したため弁論更新が行われた。また、中性子照射脆化問題、ケーブル問題、耐震安全性問題、火山影響評価などの論点が取り上げられた。その後の口頭弁論期日は、9 月 20 日、12 月 8 日が予定されている。

■ 美浜原発 3 号機

◇ 係属裁判所:大阪地裁➡大阪高裁
◇ 裁判の種類:仮処分
◇ 被告:関西電力
◇ 提訴日: 2021 年 6 月 21 日
◇ 主な争点:基準地震動、敷地内破砕帯、避難計画。
◇ 経過:美浜 3 号機が再稼働されようとする 2 日前の 2021 年 6 月 21 日に、福井・大阪・京都の住民 9 人が申立て。同年 10 月 4 日に第 1 回審尋が行われ、2022 年 7 月 4 日に第 5 回審尋が行われて審理は終結。同年 12 月 20 日に裁判所は国の審査に不合理な点はないとして差止め却下の決定を出す。住民側は翌 2023 年 1 月 4 日にこの決定を不服として大阪高裁に即時抗告。第 1 回の審尋は 2023 年 3 月 6 日、第 2 回審尋は 3 月 14 日、第 3 回が 5 月 19 日に行われ、8 月 18 日に第 4 回審尋が行われている。この第 4 回審尋では、裁判長が交代。審理の具体的内容としては、申立人側からは準備書面(3)と準備書面(4)を提出。(3)は野津意見書に基づく主張内容となっている。ここで、あらためて野津意見書の意義については井戸弁護団長により説明があった。新規制基準では、震源が原発サイトの極近傍にある場合には基準地震動を算定するにあたっての基準が新規制基準で示されているが、それ以上に特別な考慮をしなければいけないとされている。美浜原発敷地の端から東側 500mのところに白木-丹生断層という断層が走っていて、これが活断層であることは関電も認めている。それから美浜原発敷地の西の端から 2 キロのところにC断層という活断層が走っている。それで 500mとか 2 キロというのは極近傍にあたるので、新規制基準に基づけば特別の考慮をしなければいけないというのが、住民側の主張である。関西電力はその特別の考慮をしていない。その理由は、それらは極

近傍にあたらないから。関電は極近傍とは原発の建屋から 200mの範囲までと主張している。あるいは敷地内に活断層がある場合としている。ゆえにどういう範囲が極近傍にあたるのかが、争点となっている。これについて地震学者の野津厚先生に意見書を書いていただいた。結論として 2 キロや 3 キロというのは極近傍にあたるということである。この野津意見書に基づいてまとめたのが準備書面(3)となる。準備書面(4)は、関電から出た答弁書に対する反論となっている。老朽化問題や避難計画の合理性などがその内容となっている。関電は準備書面(1)と(2)を提出。(1)は、住民側の繰り返し地震問題についての反論。繰り返し地震問題というのは、基準地震動クラスの地震が連続して起こる可能性についてである。これは熊本地震で震度 7 が連続して起こったという経験を踏まえれば、どこでも起こる可能性があり、基準地震動クラスの地震が２回にわたり原発の建屋を襲えば、新規制基準ではそれに耐えられる仕組みになっていない。ゆえに新規制基準は不合理であるという主張を従来よりしている。これに対して関電は、十分に安全側に立って評価しているが、それでも美浜原発サイトでは基準地震動クラスの地震動が 2 回連続して起こることはあり得ないとしている。また(2)は今年の 1 月 30 日に高浜４号機で中性子束の急減の警報が発令して原子炉が自動停止したという事故に関連している。これが老朽化のひとつの現れではないかということで申立人が主張。これに対して関電が老朽化とは無関係ということで反論してきたものである。

次回が 10 月 11 日で、関電はそれまでに震源極近傍を震源とする地震動についての反論を提出予定。申立人側は、今回の関電の準備書面(1)及び(2)について反論する予定。この震源極近傍の問題について、裁判所が興味を示したのは、白木-丹生断層は 500m、C 断層は 2 キロという距離についてであった。一審では申立人側は前者は 1 キロ、後者は 3 キロと主張していたが、より厳密に調査したことと、活断層と敷地の端との距離ということで再考した。そこで裁判所は、関電に対してこの距離については、申立て人の言い分を認めるのかということを尋ねていました。関電代理人は、次の準備書面でそのことも含めて反論する予定。その後の予定については、これは仮処分事件であることから、裁判所としては年内には審理を終えたいという意向を示した。次回期日の次に 12 月くらいに期日を入れて審理を終えることになると予想される。これに対して、抗告人側としては、早く終わるのはよいが、内容が専門的なものになるので、準備書面だけでは十分に理解してもらえないかもしれないので、プレゼンをさせて欲しいという申し入れをしました。関電はこれに反論するも、裁判所が是非して欲しいということになり、次々回期日の 12 月 13 日にプレゼンをするということになった。その具体的な内容については次回期日に決めることになった。確定ではないが、このプレゼンで審理を終えて裁判所が決定を書き始めるという可能性が高い。

■ 美浜原発 3 号機

◇ 係属裁判所:福井地裁
◇ 裁判の種類:仮処分
◇ 被告:関西電力
◇ 提訴日: 2023 年 1 月 13 日
◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の 3 点。
◇ 経過: 運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜 3 号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める。主たる争点は基準地震動と避難計画。4 月 19 日に第 1 回の審尋。第 2 回審尋期日は 7 月 3 日で、申立人側が、口頭で双方が主張内容を説明するプレゼンを行うことを提案。関電はこれに反対したものの、裁判所がこれを 11 月 7 日に行うことを了承した。関電は準備に 3 ヶ月必要と主張し、7 月中にテーマについて協議に入る見込み。申立人側は野津意見書(これについては P12 の井戸弁護士の説明を参照)を提出。第 3 回審尋は 9 月 22 日午後 4 時からの予定。

■ 志賀原発 1 及び 2 号機

◇ 係属裁判所：金沢地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：北陸電力

◇ 提訴日： 2012 年 6 月 26 日

◇ 主な争点：2016 年 4 月 27 日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが 2023 年 3 月 3 日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過： 2023 年 6 月 1 日の第 40 回の口頭弁論では、羽咋市議の浅野俊二さんが意見陳述。志賀原発建設当時の石川県当局と北電のなりふり構わぬ地元工作や、1999 年の臨界事故隠しなど志賀原発の負の歴史を振り返りながら、世界農業遺産の能登半島でトキと共生する里地づくりを進める上で、「トキと原発は共生できません」と述べ、司法の独立にかけて運転差止めの判決を下すよう訴えた。

前の口頭弁論から裁判官 3 人全員が交代。原告弁護団の岩淵弁護士は弁論更新意見書で、①2011 年 3 月 11 日の福島原発事故により三つの原発神話（原発が低コストであるという神話、原発の必要性神話、原発の安全性神話）が崩壊したこと、②原発に求められる安全性の基準として、福島事故のような深刻な災害を二度と起さない「絶対的安全性」が求められること、③原子力規制委員会の適合性審査では安全は保障されないこと、を主張。

一方被告代理人は意見書で、3 月 3 日の規制委審査会合において「敷地内断層はいずれも将来活動する可能性のある断層には該当しない」と判断されたことについて、「原告の主張の『核心』が否定された」と述べ、適合性審査における判断を踏まえた審理がなされるよう求めた。

今後の審理について裁判所は、被告に対して、規制委が敷地内断層を「将来活動する可能性のある断層ではない」とした判断について主張・立証するよう求めた。これに対して、被告側が「1 万ページにものぼる規制委の資料をまとめるためには半年ほどかかる」と述べたため、次回口頭弁論は年末になり、原告側はそれを受けて次々回に反論を行なうこととなった。ということから、次回口頭弁論期日は年末の 12 月 18 日となった。

■ 志賀原発 1 及び 2 号機

◇ 係属裁判所：富山地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：北陸電力の代表取締役 5 名

◇ 提訴日：2019 年 6 月 18 日

◇ 主な争点：本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第 360 条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。＊会社法 360 条 1 項➡6 箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過： 提訴から 4 年近くを経過した現在、「回復することができない損害」についての裁判所見解をめぐって法廷内バトルが続く。2023 年 5 月 31 日の第 14 回口頭弁論で原告側は、準備書面の陳述に加えて、被告らに民事訴訟法に基づいて「当事者紹介書」を送付し、志賀原発再稼働の適合性審査を決断するに当り、再稼働をいつごろと見ていたのか、また再稼働を実現するまでにどんな費用をどのくらい見込んでいたのか、またそうした想定・見込みをいかなる根拠資料に基づいて立てたのかについて質問を行った。これに対して被告代理人は照会回答書で「今回の訴訟に関係ないので回答しない」と応じた。この当事者

照会ついて法廷では、原告側の弁護士と被告代理人との間で激しいやりとりが繰り広げられた。
裁判所は「回復することができない損害」についてきわめて狭く解釈しており、「重大事故が起きて会社の資産(北電の場合 1.5 兆円)でまかなえないくらいの損害が出た場合に限る」としていて、重大事故が起きるか否かだけが争点だという考え方をしており、被告弁護人は、このような裁判所の考え方を敷衍して、当事者照会の内容について争点とは関係ないと主張したことになる。
これに対して、原告弁護団は「回復できない損害の範囲をどう判断すべきか」について、専門家・学者の意見書を次回までに提出する予定で、この意見書がきわめて重要な局面なってくる。次回第 15 回口頭弁論期日は 9 月 11 日、次々回第 16 回は 12 月 6 日を予定。

＊当事者照会の条文

第百六十三条　当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　具体的又は個別的でない照会
二　相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
三　既にした照会と重複する照会
四　意見を求める照会
五　相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
六（省略）

＊＊「当事者照会」の用語解説

民事訴訟において、当事者同士が直接に質問し合うことで、事実の主張や証拠の提出のために必要な準備をする制度。
当事者は、訴訟係属中に、相手方に対して、主張または立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて書面で回答するように書面で照会をすることができると民事訴訟に規定されている。最も、相手方が回答の義務を負わない場合、当事者照会には裁判所は関与しないので、回答拒絶が正当なものであるか否かについて裁判所の判断が示されることはなく、不当な回答拒絶に対する制裁も用意されいない。そこで、照会する当事者としては、裁判所に釈明権の行使を求めることになる。(『デイリー法学用語辞典第 2 版』(三省堂)より一部抜粋)

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所：東京地裁
◇ 裁判の種類：民事訴訟
◇ 被告：日本原燃株式会社
◇ 提訴日：2020 年 3 月 9 日
◇ 主な争点：① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
◇経過：2022 年 12 月 20 日の第 5 回口頭弁論期日では、日本基督教団牧師である秋葉正二さんが意見陳述。秋葉さんは「私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な差別の象徴です。」と述べ、「キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点が市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は運転の停止、ひいては廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。」と結んだ。また原告準備書面(15)に基づいて、本裁判の争点、主張立証責任、基準地震動が低水準であることと地域特性の関係、観測記録と基準地震動の対比及び被告主張の留意点についてプレゼンが行われた。2023 年 3 月 2 日に進行協議が行われ、その後に異動で裁判長が交代したこともあって、6 月 5 日には進行協議が行われ、次回第 6 回口頭弁論期日は 10 月 5 日となった。裁判長交代に伴い弁論更新が行われる予定。

突然ですが 英語の勉強コーナー

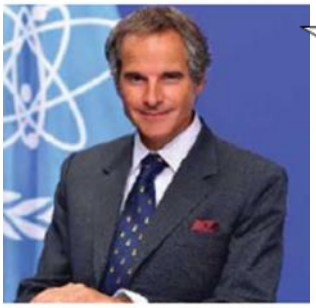

Finally, I would like to emphasis that the release of the treated water stored at Fukushima Daiichi Power Station is a national decision by the Government of Japan and that this report is neither a recommendation nor an endorsement of that policy.

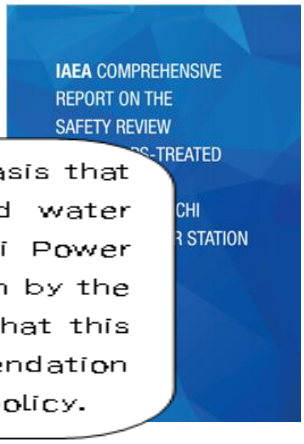

IAEA が、東京電力福島第一原子力発電所から生み出された「ALPS 処理水」を海洋放出するに際して公表した報告書の「前書き」に当たる部分に、IAEA 事務局長のラファエル・マリアーノ・グロッシーさんが特に「強調しておきたい」と言っている部分があったので、翻訳してみました。

Director General's Foreword

「福島第一原子力発電所に貯蔵されている処理水の放出については、あくまで日本国政府による決定であり、本報告はこのようなやり方を勧告したわけでも、支持しているわけでもないということを、私は最後に強調しておきたいと思います。」

＊日本語の「あくまで」という言葉が、原文には見当たらないと思われるかもしれませんが、原文の national decision という表現には、「日本国政府が自分たちで独自に意志決定した・・・」というようなニュアンスが感じられるので、このように訳出してみました。

【Editor's note】▼訃報：本会の会計を担当し、多くの事務作業を一手に引き受けておられた奥出春行さんが 7 月 16 日に逝去されました。奥出さんは、大飯 3.4 号機差止訴訟の裁判が福井地裁から名古屋高裁金沢支部に移ってから、控訴審のバスの手配を担い、一緒に金沢でのデモ行進、報告集会、裁判所包囲行動等の事前現地確認や届出など、行動を共にしました。最後の最後まで「裁判の会」の今後のことを気にかけておられました。ありがとう！奥出さん！（K、Kyoko）